

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和元年9月9日

月曜日

第4542号

目次

訓令

○富山県衛生研究所放射線障害予防規程を廃止する訓令 1

公告

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出

訓令

富山県衛生研究所放射線障害予防規程を廃止する訓令を次のように定め、公表する。

令和元年9月9日

富山県知事 石井 隆一

富山県訓令第6号

富山県衛生研究所

富山県衛生研究所放射線障害予防規程を廃止する訓令

富山県衛生研究所放射線障害予防規程（昭和44年富山県訓令第6号）は、廃止する。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

(医務課)

公告

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2

項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年9月9日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

バロー高岡木津店 高岡市木津458番135

2 店舗を設置する者 株式会社バローホールディングス

3 変更事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 建物南東側 237台

(変更後) 建物南東側 177台

4 変更の日 令和2年4月30日

5 変更の理由 店舗活性化の為、敷地内にサービス施設を誘致する。それに伴い、駐車台数の減少が生じるため。

6 届出の日 令和元年8月29日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和元年9月9日から令和2年1月9日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由